



送付枚数：1枚

## 高額介護サービス費の算定誤りについて

令和4年5月16日

介護保険では、介護サービスの1月当たりの自己負担額の合計額が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分を支給する制度（高額介護サービス費）がありますが、その算定において、公費負担医療対象者の自己負担額の算定にシステム上の誤りがあり、高額介護サービス費を過少支給していたことが判明しました。

### 1 概要

公費負担医療（難病患者に対する特定医療費の支給等）の対象となっている介護保険サービス（訪問看護等）を利用した要介護被保険者について、高額介護サービス費の算定においては、公費負担医療による支給額を控除し、なお利用者負担が残る場合は、その利用者負担を合算して高額介護サービス費を算定すべきところ、合算せずに計算していたものです。

### 2 対象者

現在、対象者及び対象金額を調査しており、追加支給を行う準備を進めています。

### 3 今後の対応

算定誤りを解消するためシステムを改修するとともに、再発防止として、処理手順等の再点検を含め、適正な事務の執行に努めます。

《問い合わせ》

保健福祉部介護・障害福祉課介護保険係

☎022-368-1141（代表）